



## 消費生活ほっとニュース 第80号 令和4年11月10日発行



### ◆◆ INDEX ◆◆

1. 模倣品に関するトラブルにご注意！  
－令和4年10月から水際取締りが強化されました－
2. 消費者トラブル注意報 －クラウドファンディングのトラブル－
3. 〈募集〉令和4年度 暮らしに役立つ消費生活講座  
『命を守る防災の知識を学ぼう！』～あなたの備えは大丈夫？～
4. 〈お知らせ〉区民ひろば開催
  - ① 出前寄席『悪い輩に気を付けて！』
  - ② 出前講座『省エネ・節電！～上手な電気の使い方～』
  - ③ 出張講座『消費者トラブルに注意！』



### 模倣品に関するトラブルにご注意！

－令和4年10月から水際取締りが強化されました－



令和4年10月1日に改正商標法、意匠法、関税法が施行され、海外の事業者から日本に模倣品(商標権または意匠権を侵害するもの)が送付された場合は、個人使用の場合でも、税関で没収の対象となりました。

インターネットでの模倣品の購入トラブルは引き続き見られます。詐欺的な販売サイトから模倣品を購入しないよう、注文する前にサイトの情報をよく確認しましょう。

### ◆個人使用目的で輸入される模倣品も税関による没収の対象になり、手元に届きません！

インターネット通販で購入され、海外の事業者から郵送等により国内に送付された商品が模倣品であり、それが税関において発見された場合は、**没収され、消費者の手元には届きません。**

税関において知的財産を侵害する疑いのある模倣品を発見した場合、認定手続が開始され、消費者には、税関から「認定手続開始通知書」が届きます。最終的に、知的財産を侵害する物品に該当すると認定された場合は、その模倣品は没収されます。



### ◆啓発資料

・模倣品に関するトラブルにご注意！－令和4年10月から水際取締りが強化されました－

[https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20221012\\_1\\_lf.pdf](https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20221012_1_lf.pdf)

### ◆模倣品取締り強化及び模倣品トラブルに関するホームページ

#### ◎税関ホームページ（財務省関税局）

- ・ 模倣品の水際取締り強化！

[https://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/d\\_010/index.html](https://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/d_010/index.html)

- ・ よくあるご質問

[https://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/d\\_010/20221001faq.pdf](https://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/d_010/20221001faq.pdf)

#### ◎特許庁ホームページ

- ・ 海外からの模倣品流入への規制強化について

<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/mohohin/kisei.html>

#### ◎国民生活センター越境消費者センター（CCJ）

- ・ 相談事例 模倣品の海外インターネット通販に関する相談

[https://www.ccj.kokusen.go.jp/jri\\_sysi?page=mhuhn](https://www.ccj.kokusen.go.jp/jri_sysi?page=mhuhn)

- ・ 悪質な海外通販サイトのトラブル対応

[https://www.ccj.kokusen.go.jp/aksht\\_kikk](https://www.ccj.kokusen.go.jp/aksht_kikk)

- ・ 海外サイト・海外旅行でのショッピングでトラブルにあわないために

[https://www.ccj.kokusen.go.jp/kimn\\_trbr\\_kih](https://www.ccj.kokusen.go.jp/kimn_trbr_kih)

### ◆事業者情報はここを確認しましょう

事業者の住所や連絡先は、日本語表記のサイトの場合には、「会社概要」や「お問い合わせ」、「特定商取引法に基づく表記」のページに記載されています。

英語表記のサイトの場合には、「About us」（事業者情報）や「Contact us」（問い合わせ）のページに記載されています。これらのページはサイトの一番下のフッター部分からリンクがはられていることが多いようです。

### ◆模倣品のトラブルに遭遇してしまったら

最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。また、海外事業者とのトラブルについては、国民生活センター越境消費者センター（Cross-border Consumer center Japan：CCJ）でも相談を受け付けています。インターネット通販で利用したサイトの業者情報を確認し、それが海外の事業者であった場合は CCJ をご利用ください。

#### <消費者ホットライン：「188（いやや!）」番>

最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

※特許庁「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」でも模倣品トラブルの相談を受け付けています。<https://www.jpo.go.jp/support/ipr/soudan.html>

※税関での認定手続については「東京税関 業務部 知的財産センター」へお問い合わせください。 電話：03-3599-6260 メールアドレス：tyo-gyomu-chizai@customs.go.jp



<出典>独立行政法人 国民生活センターHP 発表情報より抜粋

## 消費者トラブル注意報—クラウドファンディングのトラブル

クラウドファンディングは、インターネット上で事業に賛同する支援者から資金を調達するしくみです\*。出資者に対し(リターン)として商品やサービスを提供する「購入型」では、リターンの商品が届かない、プロジェクト実行者(事業資金を募った個人または法人)と連絡が取れない等のトラブルが目立ちます。

**○相談事例** クラウドファンディングを利用して夏用マスクを制作するというプロジェクトに仲介サイトの運営業者を通して約13,000円の支援金を支払った。

しかし、届くはずの夏用マスク5枚が届かない。

### ○トラブルにあわないために！

・リターンの商品が届かない場合は、プロジェクト実行者に連絡し、引き渡しや支援金の返金などを求めましょう。

・プロジェクト実行者と連絡が取れない場合は、仲介サイトの運営業者に連絡し実行者の状況を確認してもらうなどトラブル解決のための協力を依頼しましょう。

\*クラウドファンディングには、購入型、寄付型、投資型、貸付型等のタイプがある

<出典>国民生活センター発行「くらしの豆知識」2022年版

## 〈募集〉令和4年度 暮らしに役立つ消費生活講座 『健康食品の正しい知識と広告の見方』

「健康食品は広告でうたっているような効果はあるの?」「健康食品と医薬品の違いは?」などの疑問に答え、健康食品に関する正しい知識をお伝えします。

講師：一般社団法人 日本臨床栄養協会派遣講師 渡部 誠氏  
(宇都宮短期大学 非常勤講師)

- ・日時：令和4年12月15日(木) 13:30~15:00
- ・場所：IKE・Biz としま産業振興プラザ 6階多目的ホール
- ・申込み先：消費生活グループまで電話、FAX、e-mailのいずれかで11月30日(水)必着。  
※11月11日(金)から申し込み開始。(50名の募集ですが、応募者多数の場合は抽選となります。健康チャレンジ!事業対象)

〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1 豊島区役所4F 豊島区文化商工部生活産業課 消費生活G

